

## 審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法施行規則
根 抠 条 項：第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： ○ 風俗営業等適正化法施行規則 第61条第2項において準用する第45条
審査基準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：